

乙第10号証

成長戦略フォローアップ

令和3年6月18日

目次

はじめに	1
1. 新たな成長の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備	1
(1) デジタル庁を中心としたデジタル化の推進	1
i) 国民目線のデジタル・ガバメントの推進	1
ii) デジタル社会の共通基盤の整備	2
iii) 包括的データ戦略の推進と準公共分野等における共通基盤の整備	5
iv) デジタル人材の育成	8
(2) 5G の早期全国展開、ポスト 5G の推進、いわゆる 6G (ビヨンド 5G) の推進	8
i) 安心安全な 5G ・ ローカル 5G やポスト 5G の推進	8
ii) いわゆる 6G (ビヨンド 5G) の推進	10
(3) 携帯電話料金の低廉化	11
(4) デジタルプラットフォーム取引透明化法の着実な執行とデジタル広告市場の透明化・公正化のためのルール整備	11
(5) デジタル技術を踏まえた規制の再検討	12
(6) ブロックチェーン等の新しいデジタル技術の活用	14
(7) スマート農林水産業	14
i) スマート農業の推進	14
ii) スマート林業の推進	17
iii) スマート水産業の推進	18
(8) 企業等における DX の推進	19
(9) サイバーセキュリティの確保	20
2. グリーン分野の成長	22
(1) 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略	22
i) 2030 年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組み	22
ii) 分野横断的な主要政策ツール	22
iii) 分野別の課題と対応	23
(2) カーボンプライシング	29
(3) カーボンニュートラル市場への内外の民間資金の呼び込み	29
i) 円滑な資金供給に向けた基盤整備	29
ii) グリーンボンド等の取引の環境整備	29
iii) サステナビリティに関する開示の充実	29
iv) 金融機関による融資先支援と官民連携	30
(4) 地域脱炭素ロードマップ	30

(5) 循環経済への移行とビジネス主導の国際展開・国際協力、その他	31
3. グリーン成長戦略に向けた新たな投資の実現	35
(1) カーボンニュートラルに伴う産業構造転換	35
(2) カーボンニュートラルに伴う電化とデジタル技術の活用	35
(3) 水素ステーションの整備	35
(4) 電気自動車向けの急速充電設備の整備	35
(5) 石炭火力自家発電のガス転換等	35
(6) 再エネ普及のための送電線網の整備	35
4. 「人」への投資の強化	36
(1) フリーランス保護制度の在り方	36
(2) テレワークの定着に向けた取組	36
(3) 兼業・副業の解禁や短時間正社員の導入促進などの新しい働き方の実現 ..	37
i) 兼業・副業の促進	37
ii) エッセンシャルワーカー等の就業環境の整備	38
iii) 70歳までの就業機会の確保等	38
①70歳までの就業機会確保	38
②働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し ..	38
iv) 生産性を最大限に發揮できる働き方に向けた支援	38
①長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備	38
②人的資本情報の「見える化」の推進	39
③賃金	39
(4) 女性・外国人・中途採用者の登用などの多様性の推進	40
i) 女性活躍の更なる拡大	40
ii) 高度外国人材の受入促進	41
iii) 中途採用・経験者採用の促進	44
iv) 企業組織の変革の推進	44
(5) 人事評価制度の見直しなど若い世代の雇用環境の安定化	44
(6) 労働移動の円滑化	44
i) 雇用の維持と労働移動の円滑化	45
ii) リカレント教育の推進	45
iii) 主体的なキャリア形成を支える環境整備	47
(7) ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実 ..	47
i) 初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成	47
ii) 大学等における Society5.0 時代に向けた人材育成	49
iii) 産業界における Society5.0 時代に向けた人材育成・活用	50
(8) 全世代型社会保障改革の方針の実施	51

5. 経済安全保障の確保と集中投資	52
(1) 経済安全保障政策の推進	52
i) 経済安全保障の観点からの技術優越性の確保	52
ii) 基幹インフラ・サプライチェーンに係る脅威の低減・自律性の向上	52
iii) 経済安全保障の強化推進に向けた中長期的な資金拠出等を確保する枠組みの検討	52
(2) 先端半導体技術の開発・製造立地推進	52
(3) 次世代データセンターの最適配置の推進	53
(4) 電池の次世代技術開発・製造立地推進	53
(5) レアアース等の重要技術・物資のサプライチェーン	53
(6) ものづくり基盤の強化	53
6. ウィズコロナ・ポストコロナの世界における我が国企業のダイナミズムの復活～スタートアップを生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備	54
(1) 新規株式公開（IPO）における価格設定プロセスの見直し	54
(2) SPAC（特別買収目的会社）制度の検討	54
(3) 私募取引の活性化に向けた環境整備	54
(4) スタートアップと大企業の取引適正化のための競争政策の推進	54
(5) スタートアップのエコシステム形成に向けた包括的支援	54
7. 事業再構築・事業再生の環境整備	56
(1) 大企業・中堅企業の事業再構築・事業再生の環境整備	56
i) 資本性資金の供給強化及び優先株の引受け推進	56
ii) 私的整理等の利便性の拡大のための法制面の検討	56
(2) 中小企業の事業再構築・事業再生の環境整備	56
i) 中小企業の私的整理等のガイドライン	56
ii) 個人破産への対応	56
iii) 金融機関等の取組	56
(3) 企業の収益力の回復	56
8. 新たな成長に向けた競争政策等の在り方	57
(1) 規制改革の推進	57
i) 国家戦略特区の推進	57
①更なる規制改革事項	57
②国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開	58
ii) サンドボックス制度の活用	60
(2) 競争政策のリデザイン	61
i) 公正取引委員会の唱導の強化	61

ii) 公正取引委員会の体制及び執行の強化	61
9. 足腰の強い中小企業の構築	62
(1) 中小企業の事業継続と事業再構築への支援	62
i) 事業継続（事業承継・引継ぎ・再生等）の支援	62
ii) 事業再構築への支援	63
(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上	64
i) 中堅・中小企業の海外展開支援	64
ii) 規模拡大を通じた労働生産性の向上	65
(3) 大企業と中小企業との取引の適正化	66
i) 下請取引の適正化	66
ii) 大企業と中小企業の連携促進	66
iii) 約束手形の利用の廃止	67
iv) 系列を超えた取引拡大	67
(4) 地域の中小企業・小規模事業者等への支援	67
(5) 官民連携による経営支援の高度化	67
(6) デジタル化を通じた生産性向上	67
10. イノベーションへの投資の強化	69
(1) リバースイノベーションの推進	69
(2) 文理融合の推進	69
(3) 量子技術等の最先端技術の研究開発の加速	70
(4) 大学ファンドの創設などを通じた大学改革	73
(5) 知的財産戦略の推進	74
(6) 未来社会の実験場としての2025年日本国際博覧会	76
(7) 福島における新たな産業の創出	77
11. コーポレートガバナンス改革	78
12. 重要分野における取組	80
(1) ワクチンの国内での開発・生産	80
(2) 医薬品産業の成長戦略	81
i) ライフサイエンスの強化、国際展開	81
ii) データヘルス、健康・医療・介護のDX	83
①データヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進	83
②ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進	85
③医療・介護現場の組織改革等	88
iii) 疾病・介護の予防	89
(3) 海洋	92

(4) 宇宙	93
(5) PPP/PFI の推進強化	94
(6) 国際金融センターの実現	96
(7) 対日直接投資の促進	96
(8) 個別分野の制度改革	97
i) 自動配送ロボットの制度整備	97
ii) 電動キックボードの制度整備	98
iii) ドローン等の制度整備	98
iv) キャッシュレスの環境整備	99
(9) フィンテック／金融	100
(10) インフラ、防災・交通・物流・都市の課題解決	101
i) インフラの整備・維持管理	101
ii) 防災・災害対応	103
iii) 交通・物流	104
iv) 都市の競争力向上	106
(11) モビリティ	107
i) 自動運転の社会実装	107
ii) 日本版 MaaS の推進	108
iii) モビリティの DX、次世代技術の社会実装	108
(12) ロボット技術の社会実装	109
13. 地方創生	111
(1) 観光立国の実現	111
i) 感染拡大防止の徹底、国内需要の回復、観光産業の再生	111
ii) 魅力ある観光地域とコンテンツ造成	112
iii) インバウンド等の段階的復活	113
(2) 農林水産業の成長産業化による活力ある農山漁村の実現	114
i) 輸出促進等「新たなマーケット」の創出	114
①農林水産物・食品の輸出の促進	114
②加工・業務用野菜の国産シェアの拡大	116
③新事業分野の開拓	116
ii) 農業の生産基盤の強化	117
①生産基盤の確保・強化	117
②食品産業の生産性向上、家庭と農業との結びつきの強化	119
iii) 林業の成長産業化	120
iv) 水産業の成長産業化	121
v) 農山漁村における農林水産業以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジ	

ネスの創出等	122
(3) 地域金融機関の基盤強化	123
(4) 地域企業のための経営人材マッチング促進	123
(5) 地方創生に資するテレワークの推進など都会から地方への人の流れの拡大	123
(6) 地域公共交通の活性化	124
(7) スーパーシティ構想等の推進	124
(8) 地域づくり人材の確保	125
(9) 土地政策	125
(10) スポーツ産業の未来開拓	125
i) ウィズコロナ、ポストコロナにおけるスポーツの成長産業化	126
ii) スポーツを核とした地域活性化	127
(11) 文化芸術資源を活用した経済活性化	128
i) 「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進	128
ii) 文化芸術資源を核とした地域活性化	129
1.4. 新たな国際競争環境下における活力ある日本経済の実現	131
(1) 自由で公正なルールに基づく国際経済体制の主導	131
i) 多角的貿易体制の維持・強化	131
ii) 経済連携交渉、投資関連協定	131
iii) DFFT のための国際ルール作り	132
(2) 基本的価値を共有する同志国との協力拡大	132
(3) 日本企業の国際展開支援	132
i) インフラシステム海外展開	132
ii) SDGs の推進や友好国・地域の経済社会開発促進を通じた日本企業のビジネス展開	134
(4) クールジャパン等	135

【別添】成長戦略フォローアップ工程表

法律名につき、成長戦略実行計画及び成長戦略フォローアップでは以下の略語等を用いている。

家事事件手続法	家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）
5G 法	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和 2 年法律第 37 号）
デジタルプラットフォーム取引透明化法	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和 2 年法律第 38 号）
改正個人情報保護法	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律	取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和 3 年法律第 32 号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）
労働安全衛生法	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
改正農業法人投資円滑化法	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 26 号）による改正後の農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）
道路運送車両法	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）
高圧ガス保安法	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
省エネ法	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
地域公共交通活性化再生法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）
プラスチック資源循環促進法	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
改正温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
下請代金支払遅延等防止法	下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
下請振興法	下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）
労働基準法	労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
雇用保険法等の一部を改正する法律	雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）
改正高年齢者雇用安定法	雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）

パートタイム・有期雇用労働法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
改正労働施策総合推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
改正男女雇用機会均等法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
改正女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
育児・介護休業法等の改正法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 58 号）
日本語教育の推進に関する法律	日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）
労働者協同組合法	労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）
電波法	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
航空法	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
生産性向上特別措置法	生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）
道路交通法	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
仲裁法	仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）
改正下請振興法	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 70 号）による改正後の下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）
改正産業競争力強化法	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 70 号）による改正後の産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）
改正会社法	会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）による改正後の会社法（平成 17 年法律第 86 号）
医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
次世代医療基盤法	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）
宇宙活動法	人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成 28 年法律第 76 号）
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
流域治水関連法	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）
踏切道改良促進法	踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）
建築基準法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
人口急減地域特定地域づくり推進法	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）

改正自然公園法	自然公園法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 29 号）による改正後の自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
文化観光推進法	文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号）
農林水産物・食品輸出促進法	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）
改正種苗法	種苗法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 74 号）による改正後の種苗法（平成 10 年法律第 83 号）
農業競争力強化支援法	農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）
ため池工事特措法	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号）
都市農地貸借法	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）
国有林野管理経営法	国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）
改正森林組合法	森林組合法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 35 号）による改正後の森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）
改正間伐等特措法	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 15 号）による改正後の森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）
改正漁業法	漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）
改正瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 59 号）による改正後の瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）
所有者不明土地特措法	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）
改正文化財保護法	文化財保護法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 22 号）による改正後の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

クチン開発企業支援、原材料の国産化、備蓄等を担う体制を厚生労働省に構築する。

－喫緊の新型コロナウイルス感染症への対応として、薬事承認はICMRA（薬事規制当局国際連携組織）の議論を踏まえ、コンセンサスを先取りし、検証試験を開始・速やかに完了できるよう支援することや、国産ワクチンの検証試験の推進のため、治験実施医療機関の参加促進等を行う。

（2）医薬品産業の成長戦略

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的な施策を講ずる。

i) ライフサイエンスの強化、国際展開

（ライフサイエンスの強化）

- ・「健康・医療戦略」（令和3年4月9日閣議決定）等に基づく、多様な疾患に柔軟かつ機動的に対応できる、モダリティ等を軸とした「統合プロジェクト」の下、基礎から実用化まで一貫した研究開発を推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応として、検査体制・治療体制の強化を進めるとともに、治療薬・ワクチンの開発を抜本的に強化するため、国立感染症研究所と国立国際医療研究センターの連携によるデータバンクの整備等を推進する。
- ・2021年度末までに東京圏と関西圏のグローバルバイオコミュニティを形成し、アカデミア・製薬企業・ベンチャー・ベンチャーキャピタル等における連携を促進する。
- ・プログラム医療機器の実用化を促進するため、医薬品医療機器等法に基づく承認審査の迅速化を図る。具体的には、プログラム医療機器の萌芽的シーズを早期に把握しその特性を踏まえた審査の考え方を2021年度中を目途に整理・公表するとともに、革新的なプログラム医療機器を指定し優先審査の対象とする制度等、プログラム医療機器の特性を踏まえた新たな承認審査制度の導入に向けて検討を進め、2021年度中を目途に結論を得る。
- ・2020年度に創設した医工連携イノベーション推進事業等に基づき、学会との連携、若手研究支援者への支援、ベンチャー支援等を強化し、医療機器・ヘルスケアサービス等への新規参入を促進する。また、医療系ベンチャー・トータルサポート事業（MEDISO）により、医療系ベ

ンチャーの薬事申請や事業計画の相談対応等の支援を実施するとともに、InnoHub (Healthcare Innovation Hub) により、ライフサイエンス分野における産学官の国内外ネットワークを強化する。

- ・我が国で先進的に研究開発を行う重粒子線がん治療装置について、2021年度から着手する画期的な小型化・高度化のための基本設計を踏まえ、普及展開に向けた取組を推進する。
- ・DBJ の特定投資業務の一環として 2021 年 3 月に設置した「DBJ イノベーション・ライフサイエンスファンド」を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて更に重要性を増している、ライフサイエンス（特に創薬・バイオ）産業の競争力強化・イノベーション促進に資する取組に対する資本性資金の供給を、より一層強化する。
- ・輸送・連結が可能で、診療等の医療施設として活用できる医療コンテナに関し、大規模自然災害発生時等の緊急時における機動的な医療提供や平時における過疎地域・離島などでの巡回診療及び各種イベント等に活用できるよう検討を進める。

(国際展開)

- ・「アジア健康構想」及び「アフリカ健康構想」の下、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成への貢献を視野に、我が国のヘルスケア関連産業の国際展開を推進する。特に、我が国企業が関わる形での ICT を活用した「スマート・ヘルスケア」の実現のため、感染症対策を含むソフトインフラの整備に取り組む。また、医薬品・医療機器産業の振興とともに、国産ワクチンの実用化にも資するため、ワクチン開発・生産体制強化戦略とも連携し、「『アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン』実行戦略」（令和 2 年 7 月 14 日健康・医療戦略推進本部決定）に基づくアジアにおける医薬品・医療機器等の規制調和と臨床開発体制の充実に向けた国内外の国際治験体制整備をより一層推進する。
- ・引き続き新型コロナウイルス感染症関連施策との整合を図りつつ、メディカル・エクセレンス・ジャパン (MEJ) や JETRO 等を中心とした医療の国際展開、ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ (JIH) 等による医療インバウンドの着実な実施に努め、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」も踏まえつつ、我が国の医療の国際的対応能力を向上させる。
- ・国際的に脅威となる感染症対策について、国際的な枠組みである COVAX ファシリティを含む ACT アクセラレータへの貢献をはじめとする治療・診断・ワクチンの開発・普及や戦略的な国際共同研究等を早急かつ強力に推進するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技

- 大会に向けた発生動向調査・検査体制・医療体制の強化等を推進する。
- ・ポストコロナを見据え、今後、各国で需要が高まる医療・ヘルスケア製品・サービスの国際展開を推進する。また、予防・健康づくり等の取組を含む健康経営の普及、日本の医療・介護の取組を参考にした制度の導入促進等に取り組む。
 - ・国際会議等を通じ、UHC の推進や国際的な感染症危機対応における日本の国際的地位を高めるとともに、二国間支援、世界保健機関（WHO）、グローバル・ファンド、ユニットエイド（Unitaid）、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）、Gavi ワクチンアライアンス、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）、世界銀行グループ、アジア開発銀行、国連児童基金（UNICEF）等への支援を通じ、他国との連携強化を行う。あわせて、人獣共通の感染症も含めた感染症対策の観点から、産学官が連携し世界の人材資金技術を惹きつけるためのグローバルハブの検討や、将来の緊急事態にも対応できる体制について検討する。また、ワンヘルスアプローチによる薬剤耐性（AMR）対策を推進する。加えて、国際感染症等対応人材の育成や国際機関等への派遣を強化する。
 - ・新型コロナウイルス感染症の世界的対応を踏まえ、政府としての司令塔機能を強化してグローバルヘルスに関する戦略を 2022 年 6 月までに策定し、UHC 達成に向けた支援に取り組むとともに、官民合わせた関係資金の拡充を目指す。

ii) データヘルス、健康・医療・介護の DX

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、必要な人が広く検査や治療を受けられること及び迅速にデータを収集・解析することの重要性が改めて認識された。技術革新を活かして、費用対効果の高い形で、医療・福祉分野における個々の政策を、国民の健康増進や、医療・介護の質・生産性の向上、現場の働き方改革につながるよう、一層スピード感をもって「全体最適」な形で推進する。

①データヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進 (オンライン資格確認)

- ・医療機関及び薬局が、患者の直近の資格情報等を直ちに確認できる「オンライン資格確認」の本格運用を 2021 年 10 月までに開始する。あわせて、医療機関及び薬局のシステム整備を着実に進め、2023 年 3 月末までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を目指す。

(医療機関等における健康・医療情報の連携・活用)

- ・レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報在全国の医療機関等が確認できる仕組みについては、特定健診情報は遅くとも 2021 年 10 月までに、また、薬剤情報についても同月から確認できるようとする。さらに、手術の情報など対象となる情報を拡大し、2022 年夏を目途に確認できるようとする。
- ・電子カルテ情報及び交換方式の標準化については、2020 年 12 月に医療現場の有用性を考慮し、技術の発展に対応できるような国際的なデータ連携仕様等に基づいた、HL7FHIR の規格を用いることを検討することとされたことを踏まえ、医療情報化支援基金の活用等により、実務的な調整・設計を踏まえた標準化や中小規模の医療機関を含めた電子カルテの導入を促進するため、具体的な方策について結論を得る。
- ・オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みについて、実施時における検証も含め、安全かつ正確な運用に向けた環境整備を行い、2022 年度から運用開始する。

(医療・介護情報の連携・活用)

- ・ICT を活用した医療・介護連携を進めるとともに、医療機関と介護事業所間において、入退院時に患者の医療・介護情報を共有する標準仕様の作成を進めるとともに、その他の医療・介護連携の必要性や ICT 活用の可能性等の検討を踏まえ、必要に応じた標準仕様の作成・普及等を推進する。

(PHR の推進)

- ・個人の健診や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療現場での正確なコミュニケーションに役立てるため、PHR (Personal Health Record) を引き続き推進する。
- ・マイナポータル等を通じた個人へのデータ提供について、予防接種歴、乳幼児健診等情報に加え、特定健診情報は遅くとも 2021 年 10 月までに、薬剤情報についても同月から開始することを目指す。その他の健診・検診情報については、2020 年夏に策定した「データヘルス集中改革プラン」に基づき、地方公共団体等への支援など、実現に向けた環境整備を行い、2022 年を目途に電子化・標準化された形での提供の開始を目指す。
- ・PHR サービスの利活用の促進に向けて、2021 年 4 月に取りまとめた「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を普及し、その遵守を求めるとともに、官民連携して、より高いサービス水準を目指すガイドラインを、2022 年末を目標に策定する。また、当該ガイドラインの遵守状況を認定する仕組みなどが整備されるよう、必要な支援を行う。

(健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用)

- ・国民の健康寿命の延伸や世界最高水準の医療の提供のため、AMEDにおいて、AMEDが支援した研究開発から得られたデータの利活用プラットフォームとして、产学の研究開発において品質管理されたデータを安全・安心かつ効率的に利活用するための仕組みについて検討し、早期の運用開始を目指す。
- ・レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、オンライン資格確認等システムを基盤として、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴情報を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供できるようにするための仕組みについて、2022年3月からの運用開始を目指す。
- ・エビデンスに基づく医療政策を立案するため、国民の保険診療情報等を蓄積しているNDBの有効活用を推進することが重要であることから、NDBを用いて研究を行う研究者が、患者の個人の特定はされないことを前提として、地域、所得階層、医療機関、薬局の属性に関する分析ができるようとする。具体的には、患者の郵便番号及び所得階層情報（高額療養費の自己負担限度額に係る適用区分）をレセプト情報へ付記するとともに、医療機関・薬局の属性が分かるコードの提供を認めようとする。
- ・NDBを用いて研究を行う研究者の利便性を考慮し、提供の申出から提供までに要する時間を極力短くするようNDBの改修を行うとともに、新型コロナウイルス感染症や医療扶助、難病などの実態についても研究・分析ができるようとするため、公費レコードも提供できるようとする。あわせて、研究者がより迅速にNDBデータを研究・分析できる環境を実現するため、パブリッククラウドで操作できる医療介護連結解析基盤を政府で構築する。
- ・医療分野の研究開発における医療情報の利活用を推進するため、次世代医療基盤法について、認定事業者の事業運営のための環境の整備に取り組むとともに、2023年度中に施行状況を踏まえ、認定事業者による仮名化情報の取扱い等の在り方を検討する。

②ICT、ロボット、AI等の医療・介護現場での技術活用の促進

(オンライン医療の推進)

- ・関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時限的措置において明ら

かとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時限的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に時限的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する。

- ・次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、2021年夏を目途に行われるオンライン診療の時限的措置の実績も踏まえた恒久化に向けた検討結果等に基づき、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件の見直しを含むオンライン診療料の必要な見直し等の検討を行い、オンライン診療の適切な普及・促進を図る。
- ・医師対医師の遠隔医療（D-to-D）について、ICTを活用して取り組む際の参考となる情報として「遠隔医療モデル参考書」を作成し、安全かつ効果的な遠隔医療の普及展開を図る。遠隔医療を支えるシステムとして、個人の健康状態等を経時的に非対面・遠隔でも確認できるシステムの開発・普及を促進する。また、遠隔にいる医師でないと実施が困難な手術等への対応を進めるため、高性能・高精度の機器開発と、こうした機器利用の前提となる大容量かつ超低遅延な通信環境整備を促進する。
- ・オンライン服薬指導については、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時限的措置の実績を踏まえ、2021年夏を目途に医薬品医療機器等法に基づくルールの見直しの検討を行うとともに、オンライン服薬指導に係る診療報酬の評価の検証を行い、必要な見直しの検討を行う。

(AI等の技術活用)

- ・医療従事者の負担軽減及び医療の質の向上等を図るため、AIの開発・利活用を促進するためのプラットフォームを構築する。また、2021年度から、医工連携してのAIを活用した早期発見・診断技術の開発を強化する。さらに、AI開発において特定された課題の解消に向け、2020年6月に作成した「ロードブロック解消に向けた工程表」及び「俯瞰図に基づくAI開発促進のための工程表」に基づき取り組むとともに、アジア等、海外の医療機関と提携し、本邦で開発されたAI技術等の海外展開や国内外のAI技術等の集積を目指す。

(ゲノム医療の推進)

- ・全ゲノム情報等を活用し、引き続きがん・難病等のゲノム医療を推進する。一人一人の治療精度を格段に向上させ、これまで治療法のなか

った患者に新たな治療を提供する観点から、「全ゲノム解析等実行計画」(2019年12月策定)及び「ロードマップ2021」(2021年6月策定)に基づき、解析を進める。解析においては、まず、2023年度までに主要なバイオバンクの検体や今後提供される新たな検体を活用し、がん・難病を合わせて最大約10万症例近くを解析対象として、研究利用が可能なものを精査した上で実施する。がんについては罹患数の多いがん・難治性がん、希少がん、遺伝性がんを対象に、難病については、単一遺伝子性疾患、多因子性疾患、診断困難な疾患を対象とする。

- ・解析の進捗状況を踏まえて、2021年度中に中間的な論点整理を行い、人材育成、体制整備・費用負担の考え方、倫理的・法的・社会的な課題への対応等の課題について洗い出しを行い、2024年度以降も見据えたスムーズな解析や患者還元を実施できる体制を整えるとともに、全ゲノム解析等により得られたゲノム情報と臨床情報とを集積し、産学の関係者が幅広く創薬や治療法の開発等に活用できる体制を整備する。

(医療機器におけるサイバーセキュリティの確保)

- ・国境を超えて行われる医療機器に対するサイバー攻撃への対策を一層強化するため、国際医療機器規制当局者フォーラム(IMDRF)等の国際的な枠組みでの活動を踏まえて、サイバー攻撃に対する国際的な耐性基準等の技術要件、医療機関における医療機器導入時のサイバーセキュリティ対策に関する手引き等を整備し、集団的な防衛対策を講ずる。また、国際基準を本邦の医療機器に関する承認審査や市販後の調査等の基準に導入することで国内メーカーの国際競争力の向上を図る。
- ・医療機関等のシステム体系に応じた医療機器のサイバーセキュリティに係る開発目標及び評価基準を策定し、2022年度中にガイドラインを取りまとめて医療機器の製造販売においてサイバーセキュリティの水準を一層高めるとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)等における許認可等において、医療機器のサイバーセキュリティを確認することができる体制を構築する。
- ・医療機器へのサイバー攻撃により生じた国内外のインシデント、アクシデント事例を速やかに収集・評価できる体制を構築し、サイバー対策を講じた医療機器の開発や医療機器を用いる際の医療機関等における体制整備の強化等の促進のため、サイバーセキュリティ対策の向上に資する情報発信やガイドライン等の作成を行う。

(科学的介護の実現)

- ・自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、2020年度から運用を開始した高齢者の状態、ケアの内容等の情報などのデ

ータを収集・分析するデータベース（LIFE）の情報等を用いた本格的な分析を実施し、次期からの介護報酬改定の議論に活用するとともに、その検証結果に基づき評価及び適正化を行う。また、取得したデータについては、介護事業所に提供するほか、介護サービスのベストプラクティスの策定などのケアの質の向上等につながるような取組を進める。さらに、高齢者の自立支援や重度化防止等の取組を促すようなインセンティブが働くようアウトカム評価に係る検討を行う。

（ロボット・センター等の開発・導入）

- ・2040年までに、主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむためのサステナブルな医療・介護システムを実現するため、挑戦的な研究開発を推進し、先端技術の速やかな社会実装を加速する。また、国民が自分の健康状態を自ら把握できるよう、評価手法の開発等を推進する。
- ・介護分野における業務効率化に効果的なテクノロジーの普及に向けて、2020年8月に構築した介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームにおいて、試行実証施設でのケアの提供モデルを構築し、介護現場での実証を行うとともに、効果の確認が得られたモデルを全国に普及・促進する。
- ・地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットやICTの導入支援を進めるとともに、介護現場での大規模実証や介護ロボットの導入の効果実証等から得られたエビデンスデータを蓄積・分析し、次期からの介護報酬改定等での評価につなげる。あわせて、障害福祉分野における介護ロボットやICTの導入についても、介護分野での状況を踏まえて取組を進める。

③医療・介護現場の組織改革等

- ・医師等の働き方改革を進めるため、労務管理の徹底やタスクシフティング等の推進、医師の労働時間短縮等の業務効率化に資するICT等の活用方策の横展開等により、医療機関のマネジメント改革を推進する。また、医療機関を検索できる医療情報ネットの抜本的な見直し、緊急時の相談ダイヤルの周知・啓発、先進・優良事例の横展開等個人の行動変容につながる取組を強化する。
- ・コロナ禍で顕在化した感染症等の社会的ニーズに対応可能な医療人材不足の解消のため、大学医学部における医師養成課程の見直しとともに、教育プログラムの見直しを推進する。
- ・介護職員の負担軽減を図り、質の高い介護サービスを提供するため、介護ロボットの普及・ICT化について、地域医療介護総合確保基金を

活用した支援を行う。その際、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進すべく、「生産性向上ガイドライン」を活用し、介護現場への実効的な普及を図る。

－介護サービスの質の維持・向上の観点から、都道府県版「介護現場革新会議」の開催や 2019・2020 年度に実施したパイロット事業の横展開を進め、地域に応じた介護現場の業務効率化の取組を支援する。

－介護現場の働き方改革の観点から、多様な働き方を可能にする効率的な勤務管理機能の実装のため、介護施設における Wi-Fi 環境の整備や、介護現場へのタブレットの導入を強力に推進するとともに、2021 年 3 月に取りまとめた効率的な勤務管理機能に係る項目の整合化・標準化の結論を踏まえて、勤務管理機能の整合化・標準化を推進する。

- ・文書量の削減に向けた取組について、介護分野では、社会保障審議会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会の中間取りまとめ（2019 年 12 月）を踏まえた文書等の簡素化・標準的な様式例の整備及び ICT 等の活用の見直しの方向性の結論を踏まえ、順次必要な対応を行う。医療分野や福祉分野でも、各分野の特性を踏まえ、文書量削減、標準化などの取組を順次進める。
- ・地域医療介護総合確保基金を活用し、「介護助手」などの多様な人材の活用や兼業・副業等の多様な働き方の実践を支援するなど、介護人材確保に総合的に取り組む。

iii) 疾病・介護の予防

人生 100 年時代の安心の基盤である「健康」は、国民にその重要性が一層深く認識されるようになっており、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくためにも、エビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を引き続き促進する。

（予防・健康づくりのインセンティブ強化等）

- ・全国健康保険協会における予防・健康事業の取組状況に応じた都道府県支部ごとの保険料率のインセンティブ措置について、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、2021 年度中に一定の結論を得る。
- ・各医療保険における保険者に対するインセンティブ措置の各評価指標や配点の見直しにおいては、各医療保険における被保険者の性質を考慮しつつ、予防・健康づくりの取組がより一層強化されるよう、徹底した PDCA サイクルを通じ、配点のメリハリを強化するなどの適切な